

湖西市利木墓園利用の流れ（申込～利用許可）

1. 利木墓園にお申込みいただくための条件や資格など確認ください。

【申込資格及び条件】（該当する□に✓を記入してください。）

- 湖西市内に住民登録されている方又は本籍地が湖西市内となっている方。
- 同一世帯に利木墓園の利用許可を受けている人がいないこと。
- 埋蔵しようとする焼骨（死亡者）の祭祀を主宰すべき立場にある方。
- 現に埋蔵しようとする焼骨（焼骨がない場合は遺品）を所有していること。
- 利用許可を受けた日から、1年以内に墓石を建立出来る方。
- 利用区画内の草取りやお供物の片付け等、責任を持って行える方。

ご不明な点などございましたら、湖西市環境課（電話 053-576-4533）にご連絡ください。

※以上の条件すべてに☑がついた方は次に進んでください。

2. 「墓園利用許可申請書」添付書類の準備

【市内にお住まいの方】

- ①申込者の住民票（本籍地、筆頭者の記載のあるもの）の写し
- ②埋葬者の「埋火葬証明書」（火葬した日時が記載されているもの）

改葬（他の墓所から利木墓園に移す場合）される方は、現在焼骨が納骨されている場所の市区町村長が発行する「改葬許可書」が必要になります。改葬許可申請には、納骨している「墓地管理者の証明」が必要になります。また、「利木墓園の受入証明書（墓地使用許可証）」が必要になる場合もありますので環境課まで問い合わせてください。

※「墓園利用許可申請書」には、②の書類の写しを添付してください。

【市外にお住まいの方】

上記書類に申込者の「戸籍個人事項証明（抄本）」が必要になります。

3. 「墓園利用許可申請書」を提出してください。

申請書は湖西市ホームページからダウンロードしていただくか、上記添付書類を持参のうえ環境課窓口で「墓園利用許可申請書」を記入し提出してください。

【添付書類】上記2. の関係書類を添付してください。

※申請書類等に虚偽が判明した場合は、失格となります。

書類審査後、使用料（300,000円）と管理料（利用許可申請月～3月までの分）の納付書を送付します。納付が確認出来しだい「墓園利用許可書」を発行します。

4. 墓園利用料、墓園管理料の納付

納付先：湖西市役所 1階会計課または納付書裏面記載の金融機関

※納付日を墓園利用の許可日として「墓園利用許可書」を発行しますが、会計処理の関係で確認までに日数がかかりますので、お急ぎの場合は領収書を環境課までご持参ください。



5. 墓園利用許可書の送付

「墓園利用許可書」は、「納骨届」、「墓園利用権承継許可申請書」、「住所・氏名変更届」および「墓園返還届」に必要となりますので、大切に保管してください。



6. 「碑石設置・改修届」の提出

提出先：湖西市役所 1階 環境課窓口（代理人による提出もできます。）

提出期限：碑石設置前に提出

添付書類：碑石等設置改修図面（碑石の形状および寸法が確認できるもの）

碑石設置条件：

- ①設置できる墓石の数は、1基とする。
- ②碑石の高さは、180cm以内とする。
- ③盛土の高さは、20cm以内とする。
- ④碑石以外の物件を設けないこと。（碑石とは墓石・花立・線香立・墓誌・塔婆立等をいう）
- ⑤境界ブロックへの碑石等の設置または境界ブロックの取り外しもしくは移動をしないこと。
- ⑥利用許可を受けた日から1年以内に墓石を設置すること。

ご不明な点は、環境課にご相談ください。



5 「納骨届」の提出

提出先：湖西市役所 1階 環境課窓口（代理人による提出もできます。）

提出期限：納骨前に提出

添付書類：

- ①「墓園利用許可書」の写し
 - ②埋葬者の「死体火（埋）葬許可証」
（火葬をおこなった日時が記載され火葬場管理者の証明があるもの）。
- 改葬（他の墓所から利木墓園に移す場合）される方は、現在焼骨が埋葬されている場所の市区町村長が発行する「改葬許可証」が必要になります。

ご不明な点は、環境課にご相談ください。

| | | |
|--------|----------------|----------------------------------|
| お問い合わせ | 湖西市環境部環境課生活係 | 電話番号：(053) 576-4533 |
| | 〒431-0492 | FAX：(053) 576-4880 |
| | 静岡県湖西市吉美3268番地 | Email: seikatsu@city.kosai.lg.jp |